

婦人関係資料シリーズ

一般資料第50号

「次の世代の成長に貢献する」ために

—第13回婦人週間実施のしおり—

労働省婦人少年局

は し が き

このしおりは、第13回婦人週間を実施するにあたり、この運動の徹底をはかるために、週間の趣旨ならびに運動のねらいについて解説したものです。

なお、参考として若干の統計、調査資料を添付しました。

昭和36年3月

労働省婦人少年局

目 次

1. 婦人週間の経緯	12
2. 第13回婦人週間の構想	2
(1) 目標について	2
(2) 行事の運営について	2
3. 第13回婦人週間の趣旨	2
(1) このたびの目標をとりあげた理由	2
イ 変動する社会における婦人の役わり	2
ロ 次の世代の問題の重要性	3
(2) 目標およびスローガンの表現について	3
イ 「次の世代」ということばについて	3
ロ 「貢献」ということばについて	3
ハ 「社会のよき一員」ということばについて	3
ニ 「英知」ということばについて	4
4. 提起する問題の参考事例	4
5. 運動のねらい	4
付	
(1) 第13回婦人週間の実施要綱	4
(2) 前回までの目標およびスローガン	5

参 考 資 料

I 青少年に関する基礎統計	16
II 青少年の団体活動	18
III 青少年育成のための施設及び文化財	18
IV 青少年の意識	18
V 子供に対する成人の態度	20
付 I 児童憲章	22
II 児童権利宣言	23

1. 婦人週間の経緯

婦人の地位の向上は、戦後の日本社会において行なわれた、最も大きな変革の一つと考えられますが、この新しい婦人の地位を決定的に確立したのは、婦人参政権の獲得であります。

この婦人参政権がはじめて行使されたのは、昭和21年4月10日に行なわれた第22回衆議院議員選挙の日です。この日こそ、先覚的な婦人たちの永年の宿望が達成された日であり、日本が近代国家としての出発点内外を示した日であるということができましょう。

4月10日を長く記念したいという声が高まり、婦人団体の間には、この日を国の祝祭日に加えたいという運動も行なわれました。労働省ではこれにこたえる意味もあって、4月10日からの1週間を「婦人週間」として、婦人の地位の実質的な向上のための特別運動の期間としました。

この婦人週間は、昭和24年を第1回として、爾後毎年、各方面の協力を得て全国的に展開され、本年は第13回目にあたります。

2. 第13回婦人週間の構想

(1) 目標について

労働省では、例年の婦人週間にあたって、特定の問題を選んで週間の運動目標としていますが、本年は婦人が次の世代の成長のために貢献することを目標としました。

従来の経緯をふり返りますと、第10回までの婦人週間には、婦人の地位向上のために必要と考えられる問題を、主として封建的なものの排除という観点から段階的にとりあげてきました。そして一昨年の第11回婦人週間からは、日本社会の近代化に伴う変化にどのように対処したらよいか、という観点から、目標を決定する方針をとっています（別項「婦人週間の目標」参照）。いずれの場合も、従来は婦人自身の問題を取りあげて運動目標としてきましたが、本年は具体的な問題をとらえ、それへの婦人の働きかけを考えるという、従来とは多少角度を変えた観点に立って目標を設定しました。すなわち、日本社会の近代化に伴うめまぐるしい移りかわりの中における婦人の「役わり」の一つとして、その変化の波を受けながら日々育ちつつある「次の世代」の問題に目を向け、これらの子どもたちのすこやかな成長のために、婦人がかしの努力をしたいという意味で、「次の世代の成長に貢献する」ことを目標としました。とくに、次の社会のにない手となるべき子どもたちが、民主主義社会のよき一員としての人格に成長するよう助けられることを強調し、つぎのような目標とスローガンを定めて、運動を展開することにしました。

◎目 標 次の世代の成長に貢献する ——とくに社会のよき一員としての人格形成に——

◎スローガン 次の世代の成長に婦人の深い英知を

(2) 行事の運営について

婦人週間には、例年関係官庁はもとより、民間の婦人団体、青年団体、労働組合、報道機関などが協力されて、全国的に多彩な行事が展開されますが、すでに10余回にわたる実施によって婦人週間の意義はひるく一般に認識され、各機関が年例行事としてそれぞれの立場で実施されるようになってきています。労働省では主催機関として、本週間の目標や運動のねらいを明らかにして各機関に協力を依頼いたしました。協力機関で実施される行事の運営については、各機関の機能に応じて自主的にすすめられることを期待しております。

3. 第13回婦人週間の趣旨

(1) このたびの目標をとりあげた理由

変化する社会と婦人の役わり

(2)

近年の日本社会の急速な近代化は、経済、社会、政治、文化などの各面に大きな変化をもたらした。したがって、この中で生活する婦人の生活もその役わりもまた変化してきています。たとえば、生産の向上と販売競争、消費生活に対する欲求と関心の増大などによって、いわゆる「消費革命」といわれる現象がみ出され、家庭をあずかる主婦には、家族の欲求と家計のバランスの調整、あるいは商品の選択など、新しい知識がもとめられています。また産業化、都市化の進展によって勤労者家庭が増加し、農村でも主婦農家が増加するにつれて、家庭管理者としての婦人の責任や地域社会のにない手としての婦人の役わりが増大しています。さらに、マス・コミの発達によって、家庭の中にいろいろな考えが入り込んでくることになり、それを受けとる判断力や、子どもなどにそれを正しく解釈してやる能力も主婦にもとめられます。さらにまた、広い分野の職業への婦人の進出、あるいは各種の組織の増大などによって、婦人の活動する機会が多くなっており、世論形成者としての婦人の役わりも重要なものとなっています。このように、家庭や社会で果たすべき婦人の役わりは、社会の変動とともに変化を見せ、また各方面の婦人に対する期待も増大してきます。その期待にこたえてそれぞれの力を役立てることは、今日の社会に生きる婦人としての大きな責任であり、同時にそれは、婦人の地位を高めるためにきわめて重要なことといえましょう。

ロ 次の世代の問題の重要性

次の時代をになう子どもたちを、立派な人格として育て、社会に送り出すことは、いつの時代にも共通する重要な課題ですが、とくに今日の日本社会においては、きわめて重大な関心事となっています。すなわち、変化の激しい今日の世界の動きの中で、日本の国の成長の基盤として、民主主義の強化がのぞかれている今日、次の世代をよい市民として育て、彼らとともに新しい自由と秩序をきづいていくことは、日本社会の進歩発展のためにきわめて重要なことです。

また、現在「次の世代」を構成する子どもたちは、すべて、就学の初めから新憲法に基づいた新しい教育を受けてきた、いわゆる戦後の子どもたちです。その意味で今は日本の社会にとって画期的な時期といえますし、この子どもたちが民主主義のルールを身につけて、すこやかに成長していくことは、明日の日本の幸福を約束するものでしょう。しかし一方これらの子どもたちは、古い制度のもとで教育を受けてきたおとなたちとの間に、行動様式にも、ものの考え方にもへだたりが生じがちで、世代間の相互理解をいかに深めるかという課題が生まれています。さらに、これらの子どもたちは、今日の社会の激しい動きの中で日々育ち、生活環境の刺激や、思潮の動揺の波にもまれて、不安定な状態に置かれがちです。したがって、生活の各面における変動に、賢明に対応できるような人格として子どもたちを育てることもまた今日の大きな課題となっています。

このような意味から、婦人の当面する大きな役わりとして、「次の世代」の問題を取りあげ、婦人がその成長に貢献することを今週間の目標としました。すなわち、婦人が次の世代を社会のよき一員として育て、同時に彼らとともに、新しい日本の社会をきづいていこうというものです。

(2) 目標およびスローガンの表現について

イ 「次の世代」ということばについて

ここでいう「次の世代」とは、年令的にとらえたもので、20才未満の未成年の人たち、すなわち家庭、職場、地域社会、学校や施設などで生活している青少年、児童、幼児などのすべてをふくめたものです。これを、一つの時代から次の時代へと移行する歴史の流れの中でみて、「次の世代」と表現しました。

ロ 「貢献」ということばについて

ここでいう貢献とは、婦人が主体性をもつて社会的価値をつくりあげていく態度を意味しています。すなわち、有意義な目的のために力を尽し、且つ効果をあげることです。この場合は、「次の世代」の成長のための婦人の主体的な、謙虚な、さらに賢明な努力を意味します。

ハ 「社会のよき一員」ということばについて

「社会のよき一員」とは、民主主義社会の支えとなるよい市民、すなわち共同社会の連帯意識をもって集団の規範—自由と秩序—をまもるとともに、新しい自由と秩序をつくり出していく意欲をもった個人であり、同時に、社会の変動に賢明に対応できる人格を意味します。

(8)

ニ 「英知」ということばについて

婦人が貢献する場合の姿勢として、とくにスローガンでは、「英知」をあげました。

ここでいう「英知」とは、子どもの教育について従来からいふ古されてきた「愛情」や単なる「もの分り」というような安易なものではなく、また、高いところから教訓したり、あるいは逆に、卑屈な態度で子どもにおもねるといったものでもなく、変動する社会における役わりを認識し、自ら民主主義社会のよき一員としての人格を身につけると同時に、子どもたちの当面する問題を理解し、新しい視野に立つて子どもに適切な指導援助を行なうことのできる聡明さと、生活の深い知恵という意味をこめたものです。

4. 提起する問題の参考事例

運動をすすめる場合、投げかける問題として次のようなものがあげられましょう。

- (1) 生活様式や思潮の変化は、子どもたちの行動や考え方にどのような影響を与えているか。
- (2) 子どもをめぐる環境は整備されているか。
- (3) 子どもの人格形成のために家庭、職場、地域社会、学校や施設などで、どのような配慮がなされているか。
- (4) ハンディキャップのあるふしあわせな子どもたちの問題を解決するために、どのような対策が行われているか。
- (5) 民主主義社会におけるよい市民とはどのようなものか。また、今日の生活においてのぞまれる「自由と秩序」はどのようなものか。
- (6) おとなも子どもも、ともによりどころとすることのできる新しい倫理の基準とはどのようなものか。

5. 運動のねらい

労働省では主唱機関として、会議等の行事の開催、資料の作成配布等によってこの運動をすすめますが、啓発活動のねらいとするところは次の諸点です。

- (1) 現在の日本社会における婦人の役わりの重要性についての認識を深める。
- (2) 今日の複雑な生活の中で、「次の世代」の成長に貢献するためには、婦人自身の深い英知が必要であることについて自觉を高める。
- (3) 婦人自身が、「社会のよき一員としての人格」を身につけるよう努める。
- (4) 子どもたちの考えや行動、およびそれに影響を与えている社会の動きについて、婦人が十分な認識をもつために学び研究する。
- (5) 特殊な子どもたちの問題について、婦人が関心を高め、問題解決について努力する。
- (6) 婦人が、子どもたちとの間に話しあいの機会をもち、世代間の十分な理解を深めることに努める。
- (7) 婦人が、次の世代のよりよい成長を助けるのぞましい環境をつくるために、すすんで社会サービスを行なう等、具体的な実践活動をする。

付 (1) 第13回婦人週間実施要綱

婦人週間は、婦人の地位向上のための特別運動として設けられたもので、わが国婦人の最初の参政権行使の日である4月10日から1週間、毎年、全国的に展開していますが、婦人の地位をたかめるためには、婦人が自主的な意識と態度を確立するとともに、それぞれの力を社会の発展のために役立てることが必要と考えられます。例年この考えに沿って運動をすすめており、今年は下記によって第13回を実施します。

1. 趣 旨

日本社会の近代化にともなう、婦人の生活も、その役わりも変化し、さらに各方面の、婦人に対する期待も増大してきます。

その期待にこたえて、それぞれの力を役立てることは、今日の社会に生きる婦人としての大きな責任ですが、とくに生活様式や思潮の変化の速度のはなはだしい現在、次の世代をどのように育てるかは婦

人の直面する最も大きな課題といえましょう。

ここに、婦人がその力を次の世代の育成、とくに社会のよき一員としての人格形成に役立てることを第13回婦人週間の目標とします。

すなわち、婦人が変化の激しい今日の社会におけるその役わりを認識し、将来、社会のにない手となるべき青少年、児童、幼児等次の世代が、民主主義社会のよき一員であり、同時に生活の各面における変動に対応しようとする人格として成長するように援助し、もって婦人が社会の成長に役立つことを期待するものです。

2. 目 標 次の世代の成長に貢献する —とくに社会のよき一員としての人格形成に—
3. スローガン 次の世代の成長に婦人の深い英知を
4. 期 間 昭和36年4月10日～16日
5. 主 唱 労働省
6. 協力を依頼する機関、団体 関係官公庁・婦人団体・労働団体・青少年団体・国際機関・社会福祉団体・文化団体・経営者団体・報道機関・その他
7. 実施事項 第9回全国婦人会議（日本放送協会共催） 地方婦人会議
大会その他地方の実情に応じた行事 資料の作成配布
機関紙（誌）による周知徹底 報道機関による広報活動
そ の 他

(2) 婦人週間の目標およびスローガン

年 次	目 標	ス ロ ー ガ ン
24 年 (第1回)	1. 婦人の解放に関する法律の正しい理解 2. 婦人の地位の向上を妨げている種々の原因を明確にすること 3. 婦人の地位の向上のために役立つ既存施設の周知徹底	もつと高めましょう 私達の力を 私達の地位を 私達の自覚を
25 年 (第2回)	1. 家庭から職場から封建性をなくしましょう 2. 私達の権利と義務を知りましょう	(目標と同じ)
26 年 (第3回)	1. 婦人の市民としての意識を高める 2. 婦人の市民活動を促進する	社会のために やくだつ婦人となりましょう
27 年 (第4回)	婦人の地位の再認識とその向上	よりよい社会を作るために 権利と義務をいかにしましょう
28 年 (第5回)	婦人の自主性の確立	のばしましょう 自分で考え行動する力
29 年 (第6回)	婦人の実力の涵養	婦人の実力をそだてましょう —家庭や社会の経済生活において—
30 年 (第7回)	社会人としての婦人の実力の涵養 —個人関係地域社会職場等において また世論形成者として—	よりよい社会を つくる力になりましょう
31 年 (第8回)	婦人の力を役立たせる —とくにあかるい家庭の建設のために—	みんなで日本の家庭を明るく
32 年 (第9回)	婦人の力を役立たせる —とくに近代的な人間関係の確立のために—	まず話し合ひましょう あかるい人間関係をつくるために
33 年 (第10回)	婦人の力を役立たせる —正しい協同活動をととして—	育てましょう 正しい協同活動を
34 年 (第11回)	婦人自主性の確立 —とくに集団との関係において—	個人の自由と責任が 集団をそだてる
35 年 (第12回)	生活時間の自主的な設計	まず生活の時間割をそして自由時間を —自分のために みんなのしあわせのために—

参考資料

I 青少年に関する基礎統計

第1表 男女別20才未満の人口

第2表 学校種別学生、生徒、児童、幼児数

第3表 中学校、高等学校卒業者の進学率

第4表 保護者の職業別長期欠席率

第5表 保護者の職業別、欠席理由別長期欠席者数

第6表 15～19才労働力人口(%)

第7表 産業別15～19才就業者数(%)

第1表 男女別20才未満の人口
(昭和34年10月1日)

年齢階級	総数	男	女
総数	37,739	19,223	18,515
0～4	8,005	4,099	3,905
5～9	9,702	4,952	4,750
10～14	10,398	5,298	5,100
15～19	9,634	4,874	4,760

資料出所 総理府統計局

第2表 学校種別学生、生徒、児童、幼児数
(昭和35年5月1日)

	総数	男	女
幼稚園	742,327	382,491	359,836
小学校	12,590,680	6,424,578	6,166,102
中学校	5,899,982	3,008,945	2,891,037
高等学校	3,239,140	1,751,958	1,474,049
短期大学	71,254	26,451	44,803
大学	578,060	304,644	273,416
専門学校	10,261	6,116	4,145
ろう学校	20,723	11,151	9,572
養護学校	4,794	2,758	2,036

資料出所 文部省調査局「文部統計速報」

第3表 中学校、高等学校卒業者の進学率

	26年	30年	35年
中学校卒業者	総数 45.8%	51.5%	57.8%
	男 47.8%	55.5%	59.6%
	女 43.7%	47.5%	55.9%
高等学校卒業者	総数 25.9%	18.4%	17.2%
	男 29.5%	20.9%	19.7%
	女 20.8%	14.9%	14.2%

資料出所 文部省調査局「文部統計速報」
(注) 就職しつつ進学しているものもふくむ。

第4表 保護者の職業別長期欠席率¹⁾

	小学校	中学校
総数	0.69	1.68
農林水産	0.51	1.50
商業	1.32	3.05
運輸郵便	0.76	3.62
建設	0.83	1.65
運輸郵便	0.43	1.00
商業	0.39	0.79
建設	0.43	1.14
運輸郵便	1.14	3.49
完全失業者	2.39	6.40
公務員	0.60	1.68
教職	0.40	0.49
その他	0.42	0.37
無職	0.44	0.57
その他	1.02	2.26
無職	2.15	3.75

資料出所 文部省調査局「昭和33年度長期欠席児童生徒調査」

(注) 1) 在学者数に対する長期欠席者の比率

(6)

第5表

保護者の職業別、欠席理由別長期欠席者数

	総数	農林水産	商業	住宅商 行・商 店・露店	住宅工	自由 労務	工員	公務員 教職員 会社員	その他 の職業	無職
小学校										
総数	90,884	26,780	2,621	7,070	2,653	17,171	6,279	12,481	8,558	7,221
本人の事情によるもの	64,222	18,853	1,758	5,841	2,207	8,665	4,847	11,926	6,068	4,087
家庭の事情によるもの	26,662	7,927	863	1,229	446	8,506	1,432	555	2,470	3,234
無理解	17,686	5,572	593	785	293	5,776	937	289	1,571	1,870
家庭の災害	161	46	5	11	6	40	11	4	18	20
家族の疾病異常	1,957	441	81	85	27	569	142	85	149	878
教育費が出せない	2,741	607	77	111	52	1,024	147	32	233	458
家計を負擔させなければならぬ	1,438	525	31	75	18	435	52	14	99	189
その他	2,679	736	76	162	50	662	143	181	400	819
中学校										
総数	83,582	7,163	1,526	6,331	2,743	15,033	1,670	5,063	7,124	7,376
本人の事情によるもの	42,571	2,975	817	3,844	1,504	6,216	1,440	4,332	3,946	3,221
家庭の事情によるもの	41,011	4,188	709	2,487	1,239	8,817	230	731	3,178	4,155
無理解	21,561	2,356	383	1,206	625	4,864	102	346	1,509	1,617
家庭の災害	300	23	4	28	12	47	1	7	28	38
家族の疾病異常	3,679	310	115	256	125	742	48	141	302	651
教育費が出せない	3,731	265	76	198	90	1,110	13	44	337	574
家計を負擔させなければならぬ	7,976	898	70	540	283	1,825	29	77	572	981
その他	3,764	336	61	259	104	729	37	116	430	299

資料出所 文部省調査局「昭和33年度長期欠席児童生徒調査」

(注) 1) 4月の学年始めから翌年3月の学年終りまでの間に、連続又は断続して50日以上欠席した児童生徒数

第6表 15～19才労働力人口(%)
(昭和35年11月)

	総数	男	女
15～19才人口 (実数)	100 (885万人)	100 (442万人)	100 (447万人)
総数	49.3	52.5	46.1
15～19才労働力人口 ¹⁾	0.5	0.5	0.4
就業者	13.1	15.2	11.0
完全失業者	35.4	36.4	34.5
15～19才非労働力人口 ²⁾	0.5	0.7	0.2
完全失業者	50.6	47.1	53.9

資料出所 総理府統計局「労働力調査」

(注) 1) 現在職についているものと、就職の意志と能力をもちながら現在就職していないもの(就業者と失業者)の計をいう。
2) 労働力人口にふくまれないもの(通学しているもの、家事に従事しているもの、不具者、病人、その他)をいう。

第7表 産業別15～19才就業者数(%)
(昭和34年6月)

	総数	男	女
全産業 (実数)	100 (501万人)	100 (252万人)	100 (249万人)
農林業	30.5	29.8	31.8
漁業及び水産養殖業	1.2	2.0	0.4
鉱業	0.6	0.8	0.4
建設業	3.6	6.7	0.8
製造業	30.1	31.0	29.3
卸小売及び金融不動産業	18.8	17.1	20.6
運輸通信及びその他公益事業	3.0	4.0	2.4
サービス業	10.4	7.1	13.7
公務	1.6	2.0	1.2

資料出所 総理府統計局「労働力調査」

(7)

Ⅱ 青少年の団体活動

青少年の自主的な民主団体として、地域社会を中心とした地域団体、職域団体、あるいは文化、スポーツ、レクリエーション、趣味等の目的を持つ団体が数多く結成されており、それぞれ各種の学習活動、生産活動、問題少年を指導するBBS運動などの社会奉仕活動、国際交流、野外訓練、スポーツ、レクリエーション、年少労働者のグループ活動、農村の新しい村づくりなど、さまざまな活動を行なっている。

主な青少年団体の会員数

	団体数	会員数	調査期日
地 域 青 年 団 体	36,098	1,873,263	35年6月末
ボーイスカウト日本連盟	1,630	61,396	
ガールスカウト日本連盟	355	8,083	
日 本 青 少 年 赤 十 字	2,592	423,449	35年3月末
日 本 海 洋 少 年 団	69	4,960	
全国的な組織のあるその他の少年団体	357	27,904	
地 域 の 少 年 集 団 (こども会など)	61,654	4,473,852	33年8月

資料出所 文部省社会教育局、厚生省児童局調

Ⅲ 青少年育成のための施設及び文化財

1. 青年の家

青少年の野外活動や各種の研修、講習、訓練を行なうための宿泊施設として、静岡県御殿場市の国立中央青年の家、他70カ所(内建築中14)に青年の家が建設されている(昭和36年2月現在)。

2. ユースホステル

青年の家と同様に青少年の野外活動と簡易で健全な旅行を奨励するための施設で、観光地を中心として昭和35年度までに27カ所(内建築中6)に設けられている。

3. 公 民 館

青少年の団体活動や産業技術教育に必要な場を提供する公民館は、全国の市町村に34,650館が設置されている(昭和33年度)。

4. 図書館、博物館

図書館、博物館は成人を含めて広く一般に開放されている施設であるが、その利用者は、学生、生徒、勤労青少年が大部分を占めており、彼等の精神形成の上に重要な地位を占めている。昭和35年4月現在の図書館数は本館654、分館107、博物館数は487である。

5. 児童文化センター

福島県八幡市など6カ所(内建築中3)に設けられている(昭和36年2月)。

6. 児童厚生施設

児童館170、児童遊園511が設けられ(昭和35年8月)、保育所は昭和34年末で9,568設けられている。

7. そ の 他

ラジオ、テレビを通じて青少年のための教育教養番組が放送されている。また青少年向けの優良映画の上映、視聴覚ライブラリーの設置、録音教材の製作、青少年向図書選定なども行なわれている。

(青少年白書1959年版及び文部省社会教育局、運輸省観光局、厚生省児童局調による)

中央児童福祉審議会推せん文化財
(昭和26年1月～35年3月)

種 別	点 数
出 版 物	1,338
映 画 画 巻	250
幻 灯 画 巻	116
印 刷 紙 芝 居	398
児 童 劇 本	30
児 童 劇 脚 本	30

資料出所 厚生省児童局調

Ⅳ 青少年の意識

1. 「青少年に関する世論調査——青少年のマスコミ利用状況について——」より

この調査は、内閣総理大臣官房審議室が昭和35年2月15日～2月20日に全国39都市における青少年(16才～19才の男女)を層化多数無作為抽出法により選出した1,800人に対して行なったものである。

(8)

(1) 生活の実態

——年令・職業・学歴・家庭環境・余暇の利用・こづかいの額・団体への加入——

(2) 生活意識

——将来の生活目標・職業上の希望・当面の具体的願望・生活態度・社会観・政府への要望——

(3) マスコミの利用状況

——新聞の利用状況・テレビの利用状況・ラジオの利用状況・映画観覧状況・週刊誌の閲読状況・雑誌の閲読状況——

(1) 生活の実態

イ 性・年 令

	総 数	16 才	17 才	18 才	19 才
総 数	100 %	27	26	30	17
男	49 %	14	13	14	8
女	51 %	13	13	16	9

ロ 職 業

総 数	100 %
家 業 の 手 伝 い (自 営 主 も 含 む)	8 { 4 4
雇 用 者	32 { 5 2 12 13
無 職	60

(注)「技術職」の中には、免許状を有する看護婦、理容師、運転手などが含まれる。「雑務・サービス職」の中には給仕・店員・針子・徒弟などが含まれる。「その他の労務職」というのは、工員・人夫などの筋肉労働者である。「無職」の大部分は学生である。

ハ 学 歴

総 数	100 %
在 学 中 の も の	計 55 小 中 2 全 日 制 高 校 47 定 時 制 高 校 5 大 学 (昼 間 部) 1 大 学 (夜 間 部) 0
在 学 し て い る も の	計 45 小 卒 以 下 (高 校 中 退 を 含 む) 34 全 日 制 高 校 卒 (大 学 中 退 を 含 む) 10 定 時 制 高 校 卒 (大 学 中 退 を 含 む) 1

ニ 家 庭 環 境

	総 数	父母と同居	父 と 同 居	母 と 同 居	同居せず
総 数	100%	73%	2%	12%	13%
父 母 あ り	82	73	0	1	8
父 あ り	3	0	2	—	1
母 あ り	14	0	—	11	8
父 母 な し	1	0	—	—	1

(9)

ホ 余暇の利用

質問 あなたはふだん、仕事（家事も含めて）勉強をしていない時には、おもにどんなことに時間を使っていますか。

余暇の過ごし方	男	女
ラジオ・テレビを聞く、見る	54%	51%
新聞、週刊誌、雑誌などを見る	25	22
映画、演劇、ショーなどを見に行く	27	19
スポーツをする（見に行く）	24	5
音楽をする（レコードをきく）	9	9
碁、将棋、マージャン、パチンコなどをする	5	0
手芸、和洋裁、生花、絵、おどりなどをする	1	26
読書	31	40
友人と雑談する	15	13
買物に行く、街をぶらつく	2	5
ほんやりしている（休患する、何もしない）	10	7
ひまはない	5	6
計	11 208	11 203

（注）1）各項目の回答の合計であるから、「回答者合計」ではない。

ヘ こづかいの額

質問 あなたは、生活費や学費は別にして、1カ月にどのくらいこづかいを使いますか。

総 数	100 %
300 円 未 満	16
500 円 くら い （ 300円～ 700円）	30
1,000 円 くら い （ 800円～1,200円）	25
1,500 円 くら い （1,300円～1,700円）	10
2,000 円 くら い （1,800円～2,400円）	6
2,500 円 以 上	3
不 明	10

（注）概算平均金額は約800円。

ト 団体への加入

質問 あなたはここ（回答票）に書いてある団体のどれかに入っていますか。

総 数	100 %
男 女 青 年 団	6
ボーイ（ガール）スカウト	1
どれにも入っていない	93

（2）生活意識

イ 将来の生活目標

質問 あなたは将来どうい生活をしたしたいと思いますか。この三つのなかでは、どれが一番あなたの気持に合うでしょうか。

	総 数	男	女
総 数	100%	100%	100%
1) 金持になって、自分のやりたいことがやれるようになりたい	9	14	5
2) 立派な人間になって皆から尊敬されるようになりたい	29	35	23
3) 愛する人と結婚して貧しくとも平和な家庭を作りたい	41	28	54
選 べ な い	21	23	18

ロ 職業上の希望

質問 （職についている者に）あなたは今の職業を将来も続けるつもりですか。それとも、ほかの職業にかわりたいと思いますか。

総 数	男	女
100%	100%	100%
自営者になりたい	2	2
雇用者になりたい	12	9
何かほかの職にかわりたい	7	11
今の職を続けるつもり	78	70
職をやめたい、不明	1	8

質問 （職についていない者に）あなたは将来何か職につくつもりですか。

総 数	男	女
100%	100%	100%
職につくつもり	95	70
自営者になりたい	9	3
雇用者になりたい	63	48
何かの職につきたい	23	19
職につくつもりはない	5	30

ハ 当面の具体的願望

質問 あなたが、今、さしあたって、ぜひやりたいと思っていることが何かありますか。

総 数	100 %
やりたいことがある	(注) 41
学業に関すること	11
職業に関すること	10
趣味・娯楽・スポーツに関すること	19
恋愛・結婚・家庭に関すること	1
そ の 他	4
やりたいことは別ない	59

（注）1人で二つ以上回答しているものがあるので、内訳の%の合計と一致しない。

質問 あなたは、今、ぜひほしいと思っているものが何かありますか。

	総 数	男	女
	100%	100%	100%
総 数	(注) 60	(注) 60	(注) 61
ほしいものがある			
品と居品の	6	}	42
飾 靴 な	21		12
類 ・ 家 庭 用	4		4
家具 ・ 家 具	8		
装衣住家食	1		11
ス ポ ー ツ 用 品	8	}	21
高級娯楽用品 (テレビ・電着・カメラなど)	17		30
乗物 (自転車・オートバイ・自動車など)	10		9
そ の 他	11		18
	6	7	4
ほしいものは別ない	40	40	39

（注）1人で二つ以上回答しているものがあるので、内訳の%の合計と一致しない。

ニ 生活態度

質問 人間にはいろいろな性質の人がいますが、あなたは先のことなど考えず、今やりたいことをやる方ですか。それとも、やりたいこともがまんして将来のために努力する方ですか。

総数	数	100%
先のことはあまり考えない	24	
将来のために努力する	54	
どちらとも云えない(わからない)	22	

質問 自分がぜひやりたいと思うことなら、人の迷惑などはあまり気にせずにやる方ですか。それとも人に迷惑がかかるような場合には、やりたいことでもやらない方ですか。

総数	数	100%
やりたいことをやる	9	
やりたいこともやめる	63	
どちらとも云えない(わからない)	28	

ホ 社会観

質問 今の日本はあなたがた青少年にとって、努力のしがいのある世の中だと思いますか。あまり努力のしがない世の中だと思いますか。

総数	数	100%	男	女
努力のしがいがある	31		35	28
努力のしがいがない	26		27	24
わからない	43		38	48

ヘ 政府への要望

質問 あなたが青少年として、政府にぜひやってほしいと思うことがありましたなら、どんなことでもけっこうですからいつて下さい。

総数	数	100%
やってほしいことを述べた者	(注) 45	
○環境改善に関すること	16	
文化施設(公園・図書館など)の拡充	8	
社会風潮(マスコミ・ぐれん隊など)の浄化	8	
その他	2	
○生活の安定向上に関すること	24	
学校教育・進学に関すること(育英制度の充実・大学などをふやせなど)	9	
職業・就職に関すること(失業対策・中小企業対策なども含む)	7	
その他の社会保障など(健康保険・公営住宅の充実など)	7	
その他	2	
○一般的な意見(もっと明るい世の中に、よい政治をなど)	14	
○その他具体的なこと	4	
回答を述べなかったもの(特になし)	55	

(注) 一人で二つ以上回答したものがあるので、各項目の合計と一致しない。

(3) マスコミの利用状況

イ 新聞の利用状況

(1) 新聞をよむ時間

質問 あなたは新聞を毎日のように読んでいらっしゃいますか。

総数	数	100%	男	女
毎日のように読んでいる	86		89	84
1時間半くらい(1時間半以上)	3		6	3
1時間くらい	23		27	19
30分くらい、およびそれ以下	57		55	58
不明	3		1	4
毎日のように読まない	14		11	16

(2) よく読む記事

(12)

質問 (毎日のように新聞を読む者)とくによく読むのは、どんな記事ですか。

	総 数	男	女
毎日のように新聞を読む	(注) 86%	(注) 89%	(注) 84%
政治・外交・経済	18	22	15
社 会 記 事	56	58	53
社説・評論・解説・寸評	7	8	6
家庭・婦人・保健	11	2	20
文化・学芸欄	12	9	14
小説・漫画・基・将棋	19	15	22
ス ポ ー ツ	37	57	18
ラジオ・テレビ欄	13	9	16
広 告	3	5	9
投書・身上相談	4		
特になし、不明	8	8	8
毎日のようには新聞をよまない	14	11	16

(注) 一人で二以上回答しているものがあるので、各項目の合計と一致しない。

ロ テレビの利用状況

(1) テレビを見る時間

質問 あなたはテレビを毎日のようにごらんになっていますか。

	総 数	男	女	
総 数	100%	100%	100%	
毎日のようにテレビをみている	41	42	40	
5時間くらい、およびそれ以上	1	}	}	
4時間くらい	2			8
3時間くらい	6			
2時間くらい	13			
1時間くらい	12	14	13	
30分くらい、およびそれ以下	4	}	}	
不 明	3			19
毎日のようにテレビをみない	59	58	60	

(2) 番組の種類

質問 (毎日のように見ている者に)あなたが、特によく見るのはどんな番組ですか。

毎日のようにテレビを見ているものの割合	(注) 41%
ニュース(市況)	11
天気予報	2
ニュース解説・討論会など	2
家庭・婦人・保健など	1
演芸(落語・漫才・演劇など)	5
映画・演劇(放送劇・物語・舞台中継)	26
歌謡曲	10
音楽(クラシック・ジャズ・軽音楽など)	8
クイズ	4
スポーツ	9
教養番組(哲学・受験講座・科学ものなど)	1
特に見るものはない・不明	5
毎日のようにテレビを見ない	59

(注) 一人で二以上回答しているものがあるので各項目の合計と一致しない。

(3) テレビを見る場所

質問 (毎日のようにテレビを見るものに)あなたはテレビをおもにどこで見ますか。

毎日のようにテレビをみるものの割合	41%
自宅	29
下宿・間借・住み込み先	5
勤務先・学校	2
友人・知人の家	3
食堂・喫茶店などに食べに入って	1
ラジオ屋などの店頭・その他	1
毎日のようにテレビを見ない	59

(13)

ハ ラジオの利用状況

(イ) ラジオを聞く時間

質問 あなたはラジオを毎日のように聞いているですか。

	総 数	男	女
総 数	100%	100%	100%
毎日のようにラジオを聞いている	74	76	72
6時間くらい、およびそれ以上	4	7	6
5時間くらい	3		
4時間くらい	3	10	12
3時間くらい	8		
2時間くらい	16	17	14
1時間半くらい	9	9	11
1時間くらい	19	21	17
30分くらい、およびそれ以下	9	9	9
不 明	3	3	3
毎日のようにはラジオを聞かない	26	24	28

(ロ) よく聞く番組

質問 (毎日のようにラジオを聞く者に) とくによく聞くのはどんな番組ですか。

毎日のようにラジオを聞いている	(注) 74%
ニュース (市況)	23
天気予報	7
ニュース解説・討論会など	6
家庭・婦人・保健など	2
演芸 (落語、漫才、浪曲など)	18
映画、演劇 (放送劇、物語、舞台中継)	18
歌謡曲 (のど自慢、三つの歌を含む)	39
音楽 (クラシック、ジャズ、軽音楽など)	28
クイズ	7
スポーツ	12
教養番組 (語学、受験講座、科学ものなど)	6
特によく聞くものはない。不明	7
毎日のようにはラジオを聞かない	26

(注) 1人で2以上回答しているものがあるので、各項目の合計と一致しない。

(イ) ラジオの聞き方

質問 (毎日のようにラジオを聞く者に) あなたはラジオを聞く時には、何かしながら聞くことが多いですか。それともほかのことはせずにラジオだけ聞いていることが多いですか。

毎日のようにラジオを聞いている	74%
何もせずに聞くことが多い	19
何かしながら聞くことが多い	41
同じくらい	12
不 明	2
毎日のようにはラジオを聞かない	26

ニ 映画観覧状況

(イ) 映画をみる回数

質問 あなたは平均して月に何回くらい映画を見に行きますか。

総 数	100%
月5回以上	4
月4回	7
月2～3回	42
月1回	28
年2回以上月1回未満	13
年に1回以下	6

(ロ) 映画の種類

質問 あなたはどのような映画を見ることが多いですか。

	総 数	男	女
活 劇	23%	36%	11%
喜 劇	18	27	9
恋 愛	24	26	23
ホーム・ドラマ	19	10	20
音楽もの	13	7	18
文化・教育映画	12	8	16
人間愛をテーマにしたもの	14	12	17
その他	17	10	23
特に決まっていない	1	20	17
映画は殆んど見ないもの	17		
	6	6	6

(注) 一人で二以上回答しているものがあるので各項目の合計は100%にならない。

(イ) 映画観覧についての親や教師の指導

質問 (親と同居しているものに) あなたは「映画を見る回数が多すぎる」とか「ああいう映画を見てはいけない」とかいうことで、お父さんやお母さんに注意されたことがありますか。

総 数	100%
注意を受けたことがある	(注) 12
多く見すぎる	4
よくない映画を見ないように	7
その他のことで	3
注意を受けたことはない (非 該 当)	70
	18

(注) 前表に同じ

質問 (中学校および高校在学中の者に) あなたの学校では、先生がよい映画を推せんしたり、「あの映画を見てはいけない」と注意したりすることがありますか。

総 数	100%
あ る	29
な い (忘れた)	22
非 該 当	(49)

ホ 週刊誌の閲読状況

質問 あなたは週刊誌をお読みにになりますか。

読 ん で い る	70%
月に12冊以上	1
// 8～11冊	3
// 4～7冊	16
// 1～3冊	38
// 1冊未満	7
不 明	5
ほとんど (全然) 読まない	30

ト 雑誌の閲読状況

質問 あなたは雑誌を読みますか。

総 数	100%
読 ん で い る	(注) 67
総合・評論雑誌 (世界、中央公論、思想など)	1
文芸雑誌 (文芸春秋、群像、文学界、小説新潮など)	9
大 衆 雑 誌	14
婦人、服飾雑誌	15
受験、学習雑誌	19
専門技術雑誌	3
映 画 雑 誌	12
趣味・娯楽・スポーツ雑誌	20
そ の 他	3
特にきまっていない	4
ほとんど (全然) 読まない	33

(注) 一人で二以上回答しているものがあるので各項目の合計と一致しない。

2 「青少年に対する世論調査——現代青少年の生活態度——」より

この調査は、内閣総理大臣官房客議室が昭和32年12月下旬に全国における17才～23才までの男女を層化多数無作為抽出法により選出した3,000人に対して行ったものである。

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 愛 国 心 | (6) 不 安 |
| (2) 尊敬する人物 | (7) 相談相手 |
| (3) 親子の関係 | (8) 生活を楽しむこと |
| (4) 親と意見が合った場合 | (9) 文化活動への参加 |
| (5) 家庭の雰囲気 | |

(1) 愛 国 心

イ 素朴な形の愛国心

質問 あなたは、日本人が国際的な賞を受けたり、国際試合に勝ったりしたとき、どんな気持がしますか。

総 数	100%
大へんうれしい	88
別になんとも感じない	10
不 明	2

ロ 愛国心に対する関心

質問 あなたは「愛国心」ということについて、この2,3年の間に、人から話を聞いたり、友人と話しあったことがありますか。

総 数	100%
あ る	27
な い	73

ハ 「愛国心」はいかにあるべきか。

質問 あなたは「愛国心」とはどういうものでなければならないと考えますか。

総 数	100%
日本人の誇りをもつ、祖国愛、同胞愛、日本を発展させる、伝統を重んじるなど	12
住みよい暮らしよい社会（世の中）にするために努力するなど	4
人類愛、博愛、世界、国際主義的見地から意見を述べているもの	4
個人、個人が自分の職務を尽す、身近なことで自分のできるだけのことをするなど	3
押しつけられたものでは困る、個人の犠牲は困る、国民の間から自発的に生じたものでなくてはならないなど	9
愛国心は必要ない、考えたくない	1
そ の 他	2
不 明	65

参考「日本を愛するということは何を愛することであろうか」に対する青年などの意識。

これは藤原弘達氏「戦後青年の精神形態」（1957年6月思想 P.115～116）によって当局で表に作製したものである。

	青 年 ⁽¹⁾ (20～35才)	国 民 ⁽²⁾	学 生 ⁽³⁾
総 数	100%	100%	100%
国 民	44.8	42.6	60.3
国 土・自 然	26.8	24.4	15.3
文 化	8.2	6.2	10.2
伝 統	5.4	5.8	3.3
天 皇	4.5	4.2	0.1
そ の 他	1.4	1.0	3.8
わ か ら な い	8.9	15.9	7.2

(2) 尊敬する人物

(16)

質問 あなたの尊敬する人の名前を一人おっしゃってください。日本人でも外国人でも、生きている人でも死んだ人でも結構ですが……。

総 数	100%
人物をあげたもの (実数)	16 (382)
その中で主なもの	(52)
リンカーン	(51)
野口英世	(51)
福沢諭吉	(30)
川 柳 秀 樹	(28)
シュバイツァー	(35)
人名をあげず父母をあげたもの	(135)
そ の 他	
回答しないもの	84

参考 イ。尊敬する人間像についての青年などの意識

以下（ロも含む）に掲げる表は藤原弘達氏「戦後青年の精神形態」（1957年6月思想 p.125）によって当局にて表に作製したものである。

	青 年 (20～35才)	国 民	学 生
総 数	100 %	100 %	100 %
政 治 家	8.7	10.9	15.4
先覚者、哲人、思想家、宗教家	5.9	6.8	7.6
そ の 他	24.8	17.2	23.7
わからない	60.6	65.1	53.3

具体的人名のなかで主なもの

個人名を書いたもの	抽 象 的 な も の	親 皇 母 師 父
リンカーン	47	41
福沢諭吉	42	33
二宮尊徳	41	23
野口英世	31	20
キュリー夫人	17	18
西郷隆盛	17	

ロ。イの対象となった青年は小学生の頃は何になりたと思っていたであろうか。

	男	女
総 数	47.4%	52.6%
軍 人	10.2	—
看護婦・タイピスト	—	8.5
そ の 他	37.2	44.1

(注) 前掲一参考「日本を愛するということは何を愛することであろうか」の(注)参照

(3) 親子の関係

イ。青少年は両親をどう見ているか

質問 両親はあなたのことについて理解がありますか あなたの感じに近いものを一つえらんで下さい。

総 数	父 親	母 親
	100 %	100 %
1) あなたのことは何でも平沙せず、どちらかと言えば関心がうすいと思う。	11	5
2) あなたを非常に可愛がっており、あなたの希望することは殆んどそのまゝ受け入れてくれることが多い。	12	23
3) 別に悪い気ではないのであろうが自分の考えにあわないことは許してくれず自分の思い通りにあなたがなれることを望んでいる。	15	12
4) あなたが希望することをよく聞いてくれ、いろいろ話しあってくれる。時には希望通りにならないこともあるが、あなたの希望を無視することはない。	41	51
不 明	3	3
	父がいない 18	母がいない 6

(17)

ロ 礼儀作法について

質問 両親は日頃、礼儀作法についてきびしくいいますか（きびしく言わない場合）両親と礼儀作法について話し合うことがありますか。

総 数	父 親 100 %	母 親 100 %
きびしくいう	20	33
あまりきびしくいわない	51	51
話しあうことがある	10	17
〃 ない	41	37
どちらとも言えない・不明	11	10
	父がいない 18	母がいない 6

(4) 親と意見がちがった場合

質問 もし職業のことについて、親の意見とあなたの意見が違ったら、あなたは自分の意見をあくまで通しますか。

総 数	男	女
総 数	100 %	100 %
自分の意見を通す	48	41
親のいうことに従う	31	37
そ の 他	10	10
不 明	11	12

質問 (未婚のものに) もし結婚のことで、親の意見とあなたの意見が違ったらあなたは自分の意見をあくまで通しますか。

総 数	男	女
総 数	100 %	100 %
自分の意見を通す	36	28
親のいうことに従うことになるかも知れない	35	41
そ の 他	4	4
不 明	16	14
(結婚している)	9	13

質問 あなたは親のいうことは、黙ってともかく、従った方がよいと思いますか。それとも親のいうことでもなっとくできないことは絶対に従う必要はないと思いますか。

総 数	100 %
従った方がよい	16
なっとくできないことは従う必要はない	61
一概にいえない	17
不 明	6

(5) 家庭の雰囲気

質問 (未婚のものに) あなたは、おうちの家庭生活について、どういふ感じをもっていますか。この中から一つだけえらんでください。

総 数	100 %
はっきりいうと家がいやである	2
家庭に対して何となく親しみを感じない	3
家庭に対してはわるくないが、家族の中のあるものとの折合いがよくない	5
家庭の雰囲気は大体よいが、時々不満な感じをもつ	49
家庭の雰囲気に満足し、幸福と感謝の気持ちをもっている	30
不 明	2
(結婚しているもの)	9

(6) 不 安

質問 あなたは現在、自分のことで、一番気がかりなことや不安に思っていることはどんなことですか。

総 数	男	女
総 数	100 %	100 %
就 職・職 業	13	11
進 学・勉 学	6	3
恋 愛・結 婚	4	8
家 庭・家族関係	4	4
経 済 的 問 題	4	3
自己の性格・能力	4	6
自己の身体・その他	2	1
政 治・社会問題	2	2
そ の 他	1	1
不安に思っていることはあるが具体的にいえない	3	2
不安がない 不明	57	60

(7) 相談相手

質問 あなたは自分のことを心から相談できる方がいますか。

総 数	男	女
総 数	100 %	100 %
相談できる相手がいる	(注) 93	(注) 95
父	27	22
母	52	58
兄弟姉妹	16	16
親 戚	4	3
先 生	6	3
友 人 (同性)	33	30
友 人 (異性)	3	3
配 偶 者	5	8
そ の 他	1	1
相談できる相手は誰もいない	7	5

(注) 1人で2以上回答したものがあるので、各項目の合計と一致しない。

(8) 生活を楽しむこと

質問 「われわれにとっては、仕事や勉強も大切だが、スポーツ、旅行、映画などの娯楽もそれに劣らぬくらい大切なことだ」という人がいますが、あなたもそう思いますか。

総 数	100 %
そう思う	83
賛成できない	11
不 明	6

(9) 文化活動への参加

質問 学校関係のものは除いて、あなたは現在、地域や職場の文化活動に参加していますか。

総 数	100 %
参加している	(注) 26
青 年 団	19.3
労 組 文化部	1.1
農 協 文化部	0.4
同好会・サークル・グループなど	4.6
クラブ (4日クラブなど)	1.7
そ の 他	0.8
参加していない	74

(注) 1人で2以上回答しているものがあるので各項目の合計と一致しない。

V 子供に対する成人の態度

1 子供のしつけに対する成人の考え方

- (1) つかいにゆかせる場合
- (2) 道路で水いたづらをしている場合
- (3) メンツについて
- (4) 主婦の子供への希望学歴
- (5) 親を大切にしているか
- (6) 子供を育てる苦勞についてどう考える
- (7) 老後の生活に子供を頼りにしているか

2 婦人学級の学習に占める「子供の問題」の割合

1 子供のしつけに対する成人の考え方

- (1) つかいにゆかせる場合

質問 母親が子供を、何かの用事で近所に使いにやろうとしても、子供があまり行きたがらないようなとき、ふつうこの辺の母親は、どういうふうにして行かせようとしていますか。

総 数	100 %
金をやって行かせる	11
好きなものを与えて行かせる	18
よくいきかせて行かせる	52
いかないと誰かにいいつけるといって行かせる	5
その他の	7
わからない	7

資料出所 統計数理研究所「国民性の研究」(昭和33年10月～11月)

調査対象は 20才以上の男女 3,633人

(2) 道路で水いたづらをしている場合

質問 小さな子供が、水鉄砲で向いの電信柱へ水をかけています。それを知らないで来る人に、水がかかるかも知れません。この子供たちは、あなたの全く知らない子供だとします。こんなとき、あなたは、その子供たちにやめるように注意しますか。

総 数	100 %
注意する	79
ほうっておく	17
その他の	2
わからない	2

資料出所 前表に同じ

(3) メンツについて

質問 小学校に行っている位の子供をそだてるのに、小さいときから、自分の顔とかメンツとかをつぶされないように注意しろと教えるのと、自分の顔とかメンツをたてるとかいうことにこだわるかと教えるのと、どちらが大切だと思いますか。

総 数	100 %
メンツをたてる	36
こだわるな	43
その他の	13
わからない	8

資料出所 前表に同じ

(4) 主婦の子供への希望学歴

質問 あなたは男の子はどのくらいまで学校に行かせたいと思いますか？ 女の子はどうですか？ (%)

	計	中学まで	高校まで	大学まで	本人次第	その他
東京	男女	100	2	17	67	12
	男女	100	6	54	24	13
横浜	男女	100	2	28	53	14
	男女	100	11	47	19	22
田舎(農村)	男女	100	4	42	34	15
	男女	100	11	68	6	9
平磯(漁村)	男女	100	18	46	25	10
	男女	100	33	52	9	5

資料出所 労働省婦人少年局「主婦の生活と意見」(昭和31年11月～12月)

(5) 親を大切にしているか

質問 戦後は戦前ほど、子供が親を大切にしなくなったという人がありますが、あなたもそう思いますか。

大切にしなくなった	37%
そうは思わない	56
わからない	7

計 100%

性・年齢別	総 数	大切に しなくなった	そうは思わ ない	わから ない
男	20 代 30 代 40 代 50 代 60 以上	100% 100 100 100 100	24% 35 47 54 53	69% 60 48 42 43
女	20 代 30 代 40 代 50 代 60 以上	100 100 100 100 100	21 35 42 46 38	72 56 48 48 48

資料出所 内閣審議室「家族制度についての世論調査」(32年2月)

(6) 子供を育てる苦勞についてどう考えるか

イ 産んだ以上当然だと思う、或るいは苦勞の甲斐のあることだと思う。

ロ 相当の犠牲だと思う

ハ その他の条件づきの返答

ニ まだ考えたことがない(無回答を含む)

	総 数	イ	ロ	ハ	ニ
第1回(昭和25年)	100%	78.5%	11.5%	1.1%	8.9%
第2回(" 27年)	100	85.7	5.7	1.0	7.6
第3回(" 30年)	100	86.9	5.9	0.7	6.5
第4回(" 32年)	100	84.9	6.0	0.7	8.4
第5回(" 34年)	100	85.7	5.4	1.0	7.3
第5回 夫 妻	100 100	85.8 85.7	6.2 4.6	0.7 2.4	7.3 7.3

資料出所 「産児調査に関する第5回世論調査」毎日新聞社人口問題調査会

(7) 老後の生活に子供を頼りにしているか

イ 頼りにしている

ロ 全然頼らず暮す

ハ 頼りたいができそうもない。その他の条件づきの返答

ニ 考えたことがない(無回答をも含む)

	総 数	イ	ロ	ハ	ニ
第1回(昭和25年)	100%	54.8	21.3%	3.9%	20.2%
第2回(" 27年)	100	51.0	19.3	8.1	21.6
第3回(" 30年)	100	45.0	22.0	8.5	24.5
第4回(" 32年)	100	43.5	24.7	8.4	23.4
第5回(" 34年)	100	39.4	27.7	7.8	23.1
第5回 夫 妻	100 100	34.9 43.7	32.4 23.4	7.8 7.7	24.9 25.2

資料出所 前表に同じ

2. 婦人学級の学習に占める「子供の問題」の割合
昭和31年度文部省委属の婦人学級 227、受講生総数 40、880人に対する学習の内容をみると右表のとおりである。

総 数	100 %
子 供 の 問 題	13
家族の保健・衛生	6
家庭における人間関係	6
家庭の民主化	5
教養、文化教育に関すること	12
公民的資質の啓発	7
婦人の地位の向上	5
村づくり町づくり	5
地域社会の民主化	3
社会福祉の増進	1
環境浄化	1
新生活運動	4
生活の合理化	25
職業の知識と技能の修得	7

資料出所 文部省社会教育局「社会教育の現状」(昭和32年)

付 I 児 童 憲 章

昭和26年5月5日

われわれは、日本国憲法に精神にしたがい、児童に対する正しい観念を確立し、すべての児童の幸福をはかるために、この憲章を定める。

児童は、人として尊ばれる。

児童は、社会の一員として重んぜられる。

児童は、よい環境のなかで育てられる。

1. すべての児童は、心身ともに健やかに生まれ、育てられ、その生活を保障される。
2. すべての児童は、家庭で、正しい愛情と知識と技術をもつて育てられ、家庭に恵まれない児童には、これにかわる環境が与えられる。
3. すべての児童は、適当な栄養と住居と被服が与えられ、また、疾病と災害からまもられる。
4. すべての児童は、個性と能力に応じて教育され、社会の一員としての責任を自主的に果たすように、みちびかれる。
5. すべての児童は、自然を愛し、科学と芸術を尊ぶように、みちびかれ、また、道徳的心情がつかわれる。
6. すべての児童は、就学のみちを確保され、また、十分に整った教育の施設を用意される。
7. すべての児童は、職業指導を受ける機会が与えられる。
8. すべての児童は、その労働において、心身の発育が阻害されず、教育を受ける機会が失われず、また、児童としての生活がさまたげられないように、十分に保護される。
9. すべての児童は、よい遊び場と文化財を用意され、わるい環境からまもられる。
10. すべての児童は、虐待、酷使、放任その他不当な取扱からまもられる。
あやまちをおかした児童は、適切に保護指導される。
11. すべての児童は、身体が不自由な場合、または、精神の機能が不十分な場合に、適切な治療と教育と保護が与えられる。
12. すべての児童は、愛とまことによつて結ばれ、よい国民として人類の平和と文化に貢献するようにみちびかれる。

II 児 童 権 利 宣 言

1959年11月20日国連第14総会において採択

前 文

国際連合の諸国民は、国際連合憲章において、基本的人権と人間の尊厳及び価値とに関する信念をあらためて確認し、かつ、一層大きな自由の中で社会的進歩と生活水準の向上とを促進することを決意したので、

国際連合は、世界人権宣言において、すべて人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位又はこれに類するいかなる事由による差別をも受けることなく、同宣言に掲げるすべての権利と自由とを享有する権利を有すると宣言したので、

児童は、身体的及び精神的に未熟であるため、その出生の前後において、適当な法律上の保護を含めて特別にこれを守り、かつ、世話することが必要であるので、

このような特別の保護が必要であることは、1924年のジュネーヴ児童権利宣言に述べられており、また世界人権宣言並びに児童の福祉に関する専門機関及び国際機関の規約により認められているので、

人類は、児童に対し、最善のものを与える義務を負うものであるので、

よって、ここに、国際連合総会は、

児童が幸福な生活を送り、かつ、自己と社会の福利のためにこの宣言に掲げる権利と自由を享有することができるようにするため、この児童権利宣言を公布し、また、両親、個人としての男女、民間団体、地方行政機関及び政府に対し、これらの権利を認識し、次の原則に従って漸進的に執られる立法その他の措置によってこれらの権利を守るように努力することを要請する。

第1条 児童は、この宣言に掲げるすべての権利を有する。すべての児童は、いかなる例外もなく、自己又はその家族のいずれについても、その人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上その他の意見、国民的若しくは社会的出身、財産、門地その他の地位のため差別を受けることなく、これらの権利を与えられなければならない。

第2条 児童は、特別の保護を受け、また、健全、かつ、正常な方法及び自由と尊厳の状態の下で身体的、知的、道徳的、精神的及び社会的に成長することができるための機会及び便益を、法律その他の手段によって与えられなければならない。この目的のために法律を制定するに当っては、児童の最善の利益について、最高の考慮が払われなければならない。

第3条 児童は、その出生の時から姓名及び国籍をもつ権利を有する。

第4条 児童は、社会保障の恩恵を受ける権利を有する。児童は、健康に発育し、かつ、成長する権利を有する。この目的のため、児童とその母は、出産前後の適当な世話を含む特別の世話及び保護を与えられなければならない。児童は、適当な栄養、住居、レクリエーション及び医療を与えられる権利を有する。

第5条 身体的、精神的又は社会的に障害のある児童は、その特殊な事情により必要とされる特別の治療、教育及び保護を与えられなければならない。

第6条 児童は、その人格の完全な、かつ、調和した発展のため、愛情と理解とを必要とする。児童は、できるかぎり、その両親の愛護と責任の下で、また、いかなる場合においても、愛情と道徳的及び物質的保障との環境の下で育てられなければならない。幼児は、例外的な場合を除き、その母から引き離されてはならない。社会及び公の機関は、家庭のない児童及び適当な生活維持の方法のない児童に対して特別の養護を与える義務を有する。子供の多い家庭に属する児童については、その援助のため、同その他の機関による費用の負担が望ましい。

第7条 児童は、教育を受ける権利を有する。その教育は、少なくとも初等の段階においては、無償、かつ、義務的でなければならない。児童は、その一般的な教養を高め、機会均等の原則に基づいて、その能力、判断力並びに道徳的及び社会的責任感を発達させ、社会の有用な一員となりうるような教育を与えられなければならない。

児童の教育及び指導について責任を有する者は、児童の最善の利益をその指導の原則としなければなら

らない。その責任は、まず第一に児童の両親にある。

児童は、遊戯及びレクリエーションのための充分な機会を与えられる権利を有する。その遊戯及びレクリエーションは、教育と同じような目的に向けられなければならない。社会及び公の機関は、この権利の享有を促進するために努力しなければならない。

第8条 児童は、あらゆる状況にあつて、最初に保護及び救済を受けるべき者の中に含められなければならない。

第9条 児童はあらゆる放任、虐待及び搾取から保護されなければならない。児童は、いかなる形態においても売買の対象にされてはならない。

児童は、適当な最低年齢に達する前に雇用されてはならない。児童は、いかなる場合にも、その健康及び教育に有害であり、又はその身体的、精神的若しくは道徳的発達を妨げる職業若しくは雇用に従事させられ又は従事することを許されてはならない。

第10条 児童は、人種的、宗教的その他の形態による差別を助長するおそれのある慣行から保護されなければならない。児童は、理解、寛容、諸国民間の友愛、平和及び四海同胞の精神の下に、また、その力と才能が、人類のために捧げられるべきであるという充分な意識のなかで、育てられなければならない。